

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 地域づくり推進課 消費生活センター	
個人情報ファイルの利用目的	消費生活相談に利用する。	
記録項目	1. 情報番号、2. 氏名、3. 住所、4. 年齢、5. 電話番号、6. 性別、7. 職業、8. 学業、9. 財産・収入、10. 公的扶助、11. 銀行口座、12. 健康状態、13. 家族状況、14. 居住状況、15. 身体障害・知的障害・精神障害	
記録範囲	消費生活相談者及び契約者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（相談者） 収集の手段 来庁または電話	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所 総務部 総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条約要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		